

中央労働災害防止協会役員給与規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 2 1 条に基づき、中央労働災害防止協会（以下「中央協会」という。）の役員の給与について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 役員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本 俸
- (2) 地域手当
- (3) 特別手当
- (4) 通勤手当

2 中央協会の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれないものとする。

(給与の支払)

第 3 条 役員の給与は、全額を通貨で直接役員に支給する。ただし、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものがある場合には、その金額を控除する。

2 前項の規定にかかわらず、役員が給与の全部又は一部について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合は、振込みにより給与を支給することができる。

(給与の支給日)

第 4 条 役員の給与（特別手当及び通勤手当を除く。）の支給日は毎月 1 6 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは 1 5 日（その日が休日に当たるときは 1 7 日）に支給する。

(役員の本俸の月額)

第 5 条 役員の本俸の月額は、次の各号に定める額を限度として会長が定める。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 理 事 長 | 1, 0 0 5, 0 0 0 円 |
| (2) 専務理事 | 8 9 4, 0 0 0 円 |
| (3) 常務理事 | 8 3 1, 0 0 0 円 |
| (4) 常任理事 | 7 4 7, 0 0 0 円 |
| (5) 監 事 | 7 1 9, 0 0 0 円 |

(地域手当の月額)

第 6 条 役員の地域手当の月額は、本俸に 1 0 0 分の 1 3 を乗じて得た額とする。

(給与の日割計算)

第 7 条 新たに役員になった者には、その日から給与（特別手当及び通勤手当を除く。以下同じ。）を支給する。

- 2 役員が退任したときは、その日まで給与を支給する。
- 3 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、または、月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎にして日割によって計算する。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。）の各基準日に在任する役員並びに基準日前1月以内に退任し、又は死亡した役員に基準日の属する月の理事長の定める日に支給する。

- 2 特別手当の額は、役員が受けるべき本俸の月額並びに地域手当並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、それぞれ次に掲げる支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

ただし、会長はその者の職務実績等に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(1) 基準日 6月1日 100分の120

(2) " 12月1日 100分の125

- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日にかかる特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止められた特別手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職務上の義務違反等により退任した場合

(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退任した常勤役員で、その退任した日から当該支給日の前日までの間に禁固刑以上の刑に処せられた者

(3) 次項の規定により特別手当の支給を一時差し止めることとされた者（一時差し止めることを取り消された者を除く。）で、その者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固刑以上の刑に処せられた者

- 4 支給日に特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退任した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退任した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退任した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在任期間中の行為に係る

刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料されるにいたった場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、中央協会の信用を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

5 前項の規定により特別手当の支給の一時差し止め(以下「一時差し止め」という。)を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに一時差し止めを取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止めの目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止めとされた者が当該一時差し止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差し止めとされた者について、当該一時差し止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差し止めとされた者がその者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、当該一時差し止めに係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、一時差し止めの後に判明した事実又は生じた事実に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして、当該一時差し止めを取り消すことを妨げるものではない。

(通勤手当)

第8条の2 通勤手当の額は、通勤のために交通機関等を利用する常勤の役員に対し、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額を支給単位期間の月数で除した額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

2 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与支給日に支給する。

3 通勤手当を支給される役員につき、退任その他の別に定める事由が生じた場合には、当該役員に、支給単位期間のうちこれらの事由の生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間をいう。

(非常勤役員の給与)

第9条 非常勤役員の給与については、そのつど会長がこれを定める。

2 第4条、第7条の規定は、前項の給与の支給について準用する。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

改正履歴

附 則

この規程は昭和 3 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 4 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 6 年 5 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 7 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 5 9 年 2 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 6 0 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 6 1 年 1 月 3 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 6 2 年 1 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 6 3 年 1 月 1 3 日から施行する。

附 則

この規程は平成元年 1 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規程は平成 2 年 1 月 1 8 日から施行する。

附 則

この規程は平成 3 年 1 月 1 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 4 年 1 月 1 4 日から施行する。

附 則

この規程は平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 5 年 1 月 1 3 日から施行する。

附 則

この規程は平成 5 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規程は平成 6 年 1 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規程は平成 6 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は平成 7 年 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規程は平成 8 年 1 月 1 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 9 年 1 月 2 4 日から施行する。

附 則

この規程は平成 9 年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規程は平成10年3月18日から施行する。

附 則

この規程は平成11年1月13日から施行する。

附 則

この規程は平成11年12月9日から施行する。

附 則

この規程は平成12年12月7日から施行する。

附 則

この規程は平成13年12月7日から施行する。

附 則

この規程は平成14年4月15日から施行する。

附 則

この規程は平成14年11月29日から施行する。

附 則

この規程は平成15年3月10日から施行する。

附 則

この規程は平成15年11月28日から施行する。

附 則

この規程は平成17年11月30日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規程第1号）

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日規程第31号）

- 1 この規程は、平成18年6月30日から施行し、改正後の中央労働災害防止協会役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は平成18年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第6条の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の地域手当の支給割合は、職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年6月30日規程第30号）附則第7項の規定を適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 東京安全衛生教育センターに在勤する役員の地域手当の月額は、改正後の中央労働災害防止協会役員給与規程第6条の規定にかかわらず、本俸に100分の10を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 東京安全衛生教育センターに在勤する役員の地域手当の月額は、改正後の中央労働災害防止協会役員給与規程第6条の規定にかかわらず、本俸に100分の10を

乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月7日から施行し、同月1日から適用する。
- 2 東京安全衛生教育センターに在勤する役員の地域手当の月額、改正後の中央労働災害防止協会役員給与規程第6条の規定にかかわらず、本俸に100分の12を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成21年6月3日から施行し、改正後の中央労働災害防止協会役員給与規程の規定は同月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月2日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月9日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。